

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 571 1081 871"><thead><tr><th>区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>教育委員会の事務部局</td><td><u>297人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>医療局</td><td><u>5,002人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p>	区 分	定 数	[略]		教育委員会の事務部局	<u>297人</u>	[略]		医療局	<u>5,002人</u>	[略]		<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 571 2087 871"><thead><tr><th>区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>教育委員会の事務部局</td><td><u>312人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>医療局</td><td><u>5,209人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、2,177人とする。この場合において、第2条の2第1項中「93人」とあるのは「94人」と、「189人」とあるのは「191人」と、「595人」とあるのは「610人」と、「616人」とあるのは「631人」と、「634人」とあるのは「651人」とする。</u></p>	区 分	定 数	[略]		教育委員会の事務部局	<u>312人</u>	[略]		医療局	<u>5,209人</u>	[略]	
区 分	定 数																								
[略]																									
教育委員会の事務部局	<u>297人</u>																								
[略]																									
医療局	<u>5,002人</u>																								
[略]																									
区 分	定 数																								
[略]																									
教育委員会の事務部局	<u>312人</u>																								
[略]																									
医療局	<u>5,209人</u>																								
[略]																									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																									

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。